



今月号では、2007年4月1日から施行されます改訂『感染症法』の当院における診療上の重要な変更点についてお知らせいたします。

<感染症法とはどんな法律でしょうか？>

感染症法（正式名称『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』）は、新興・再興感染症の出現によって増大する脅威や、感染症を取り巻く医学や医療の進歩などの著しい変化に対応するために、明治以来の「伝染病予防法」を1999年に一新して施行された法律です。

<感染症法の改定の方向性は？>

海外における重症急性呼吸器症候群(SARS)や鳥インフルエンザなどの新興感染症の発生、これらに対する世界保健機構(WHO)を中心とする国際的な協調、ならびにバイオテロ対策などを受けて、感染症の類型と対象疾患の見直し、動物由来感染症対策の強化、検疫体制の強化、緊急時における国の権限の強化などが盛り込まれています。

一類感染症(全数把握7疾患)

感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた**危険性が極めて高い**感染症。診断後**直ちに**届け出る。

- 1) エボラ出血熱
- 2) クリミア・コンゴ出血熱
- 3) 痘そう(天然痘) 「**バイオテロ**」の脅威に対応
- 4) ペスト
- 5) マールブルグ病
- 6) ラッサ熱
- 7) **南米出血熱 <新規に追加>**

二類感染症(全数把握4疾患)

感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた**危険性が高い**感染症。診断後**直ちに**届け出る。

- 8) 急性灰白髄炎
- 9) ジフテリア
- 10) **重症急性呼吸器症候群(SARS)コナウイルスによる** <一類から変更>
- 11) **結核** <結核予防法が廃止され新規に追加>
届出時間が「48時間以内」から「**診断後直ちに**」に変更

三類感染症(全数把握6疾患)

感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた**危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る**感染症。診断後**直ちに**届け出る。

- 12) コレラ
- 13) **細菌性赤痢** <二類から変更>
- 14) ジフテリア
- 15) **腸チフス** <二類感染症指定病院ではなく、「一般病院」での診療に移行>
- 16) **パラチフス**
- 17) **腸管出血性大腸菌感染症**

<今回の改訂の変更点>

今回の改訂で、特に阪大病院の診療や手続き上、注意が必要な変更点について解説いたします。

1. 結核の届出が「48時間以内」から「**直ちに**」に変わります。
2. コレラ、赤痢、チフスなどの疾患を、感染症指定医療機関でなく、阪大病院でも診療することになります。
3. 検査部などで分離された微生物の取り扱いや届出が厳重になります。
4. 四類以下の感染症では、病院の診療上では大きな変更点はありません。

結核は、従来の結核予防法が廃止されて感染症法に統合され、ポリオやジフテリア、SARSと同じ二類感染症に位置づけられました。そのため、従来は診断後48時間以内に保健所に届けていましたが、これからは診断後直ちに届出の義務が生じます。

コレラや赤痢、チフスは、従来は二類感染症のため感染症指定病院で隔離の上診療が行なわれてきましたが、今回の改訂で三類感染症となり、感染症指定病院でない一般病院でも診療をすることになります。

病原体の取り扱いが厳重になり、特にバイオテロに利用される可能性のある微生物は、所持から運搬に至るまで細かな届出や許可が必要になり、これを守らなければ罰せられることとなります。病院では検査部において分離されたり、研究に用いたりする微生物の管理が極めて厳重になります。

四類感染症には新たな感染症、特に人畜共通感染症が追加されましたが、日常診療では従来どおりの対応となります。

四類感染症(全数把握41疾患)

動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染し、国民の健康に影響を与える恐れのある感染症。媒介動物の輸入規制、消毒、物件の廃棄などの物的措置が必要。診断後**直ちに**届け出る。

- | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|
| 1) E型肝炎 | 14) 炭疽 | 29) レジオネラ症 |
| 2) ウエストナイル熱 | 15) つつが虫病 | 30) レプトスピラ症 |
| | (脳炎を含む) | <新規に追加> |
| 3) A型肝炎 | 16) デング熱 | 31) オムスク出血熱 |
| 4) エキノコックス症 | 17) ニパウイルス感染症 | 32) キャサナル森林熱 |
| 5) 黄熱 | 18) 日本紅斑熱 | 33) 西部馬脳炎 |
| 6) オウム病 | 19) 日本脳炎 | 34) タニ媒介性脳炎 |
| 7) 回帰熱 | 20) ハンタウイルス肺症候群 | 35) 東部馬脳炎 |
| 8) Q熱 | 21) Bウイルス病 | 36) 鼻疽 |
| 9) 狂犬病 | 22) ブルセラ症 | 37) ペネズエラ馬脳炎 |
| 10) 高病原性鳥インフルエンザ | 23) 発しんチフス | 38) ヘンドラウイルス感染症 |
| 11) コクシジオイデス症 | 24) ボツリヌス症 | 39) リフトバレー熱 |
| 12) サル痘 | 25) マラリア | 40) 類鼻疽 |
| 13) 腎症候性出血熱 | 26) 野兔病 | 41) ロッキー山紅斑熱 |
| | 27) ライム病 | |

指定医療機関が報告する五類感染症には大きな変更点はありません。

